

補助金の申請は、令和6年3月31日までです。

設備の設置がお済みの方は、お早目にご申請ください。

設備投資支援補助金 取組事例

★以下の設備は、補助対象です。



【例】

- ・事務所の省エネ化を図るために、LED化、エアコンの更新を行う。
- ・現設備の老朽化や節水効果を目的として、トイレを交換する。
- ・業務の効率化のため、業務用複合機・業務用プリンターを購入する。
- ・インボイス制度に対応した会計ソフトを導入する。
- ・店舗売上とオンラインでの売上を一元管理するため、POSレジ（システム）を導入する。
- ・飲食店で提供する食事を舌でかみつぶせる程度に加工するなど、咀嚼や嚥下をサポートする電気圧力鍋等の介護食用の調理器具を購入する。
- ・鮮魚店や飲食店で商品の品質維持・衛生面向上のため、真空包装機を購入する。
- ・歯科治療を行うクリニックの店舗拡大に伴い、歯科ユニットなどを購入する。

★以下の設備は、補助対象外です。



【例】

- ・パソコン（ハイエンドを含む）
- ・スマートフォン、タブレット端末
- ・車両やバイク、自転車
- ・消耗品（LED電球・コピー用紙・文具等）
- ・令和6年4月分以降のソフトウェア等の利用料金（購入したソフトウェア等の利用期間がR5年10月～R6年10月までの場合、R5年10月～R6年3月までの期間分が補助対象となります。）

【問合せ先】

文京区 経済課 産業振興係 設備投資支援補助金 担当

文京区春日一丁目16番21号（文京シビックセンター地下2階）

【TEL】03-5803-1173（直通） 【FAX】03-5803-1936